

平成27年（ワ）第1144号 福島第一原発事故損害賠償請求事件  
（国賠）

原告 小野 深雪 外

被告 国，外1名

## 第18準備書面 （被害の実相）

2017（平成29）年6月15日

千葉地方裁判所民事第5部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福 武 公 子

同 中 丸 素 明

同 滝 沢 信  
外

## 目次

第1	はじめに	4
第2	放射性物質による汚染～現在も除染が進んでいないこと	4
1	放射性物質の拡散	4
2	放射能汚染の継続	6
3	除染政策の現状	7
	(1) 除染の必要性	7
	(2) 除染方法の問題点	7
	(3) 放射性物質の最終処分の問題	9
	(4) 海洋・河川汚染に対する無策	9
4	除染実施率の低迷	10
	(1) 除染特別地域の実施状況	10
	(2) 汚染状況重点調査地域の実施状況	10
5	期待外れの除染効果	11
	(1) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	11
	(2) 補助対象となる除染作業	11
6	そもそも正確な空間線量を測ることが困難であること	13
7	子ども・被災者支援法の問題点	14
	(1) 子ども・被災者支援法の成立	14
	(2) 基本方針の問題点	15
第3	避難者の苦難～現在も避難者の苦難が継続していること	16
1	避難指示の変遷	16
2	現在の避難区域と避難者数	17
3	避難過程における苦難～未曾有の広域避難	19
	(1) 膨大な避難者数	19
	(2) 着の身着のままの多段階避難	20

4	避難先での苦難～被害者のおかれた現実～	21
	(1) 避難生活の実態	21
	(2) 避難生活の身体的, 精神的限界	22
	(3) 望郷の念	25
	(4) 住宅無償提供打切り問題	26
	(5) 小括	26
第4	本件事故が未だ収束していないこと	27
1	内閣総理大臣発言の変遷	27
2	事故後に報道された事実	27
3	原子炉からは今も放射性物質が放出され続けていること	31
	(1) 1～3号機には使用済み燃料がそのまま残っていること	31
	(2) 溶融した核燃料(デブリ)の状態はわかっていないこと	31
	(3) 増え続ける汚染水	32
	(4) 小括	33
4	人々の不安が解消されていないこと	33
第5	総括	34
1	被害の広範性	34
2	被害の継続性	34
3	被害の深刻性・全面性	35
第6	総括	36

## 第1 はじめに

本訴訟では、原発事故に伴い発生した精神的な損害について、慰謝料を請求しているところであるが、当該慰謝料の算定の事情として、個別準備書面で示した個々の原告ら事情のみでなく、避難者らの被害の全体像をとらえる必要がある。本準備書面では、そのような避難者らが被っている被害の実相を明らかにする。

## 第2 放射性物質による汚染～現在も除染が進んでいないこと

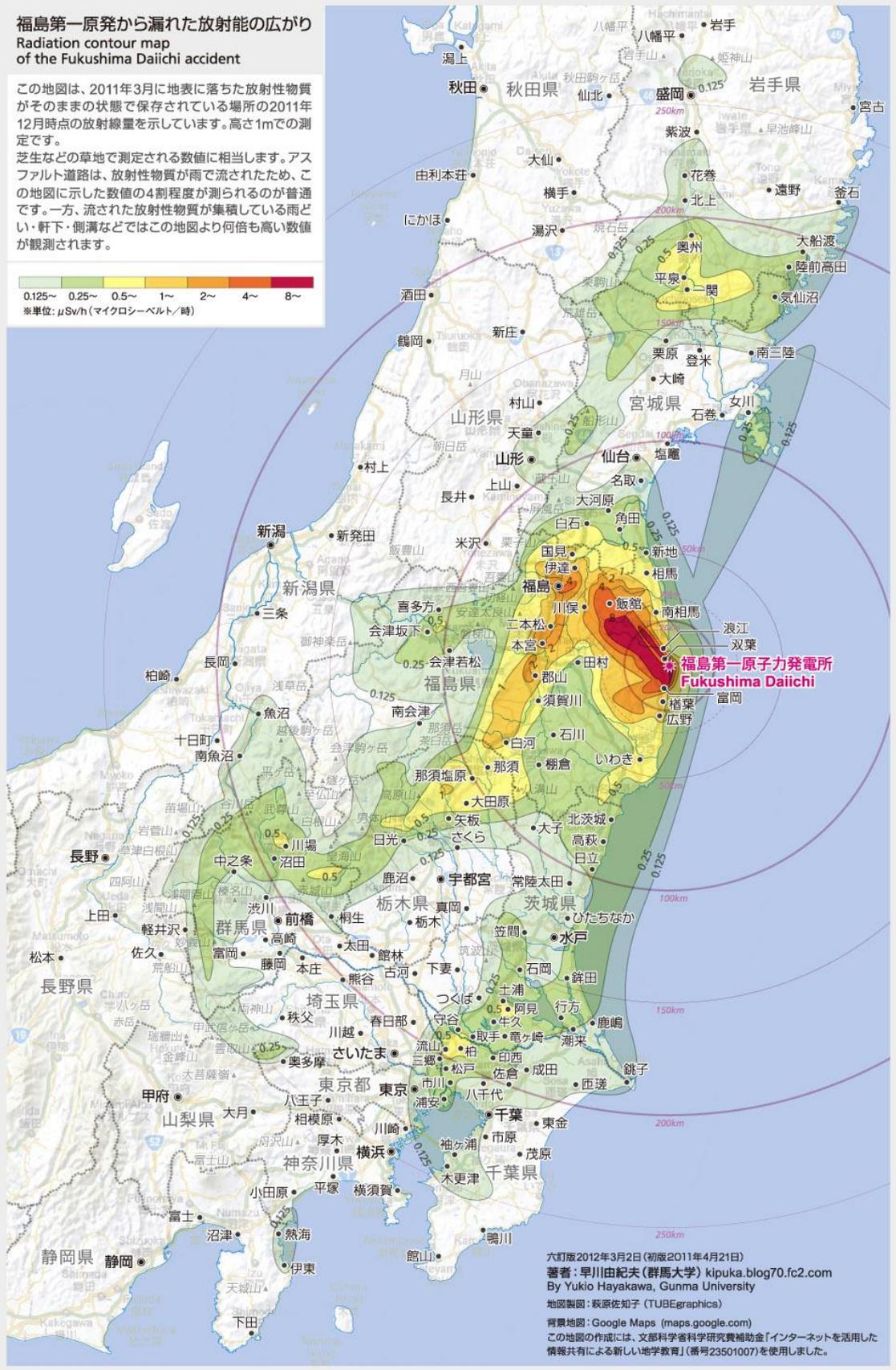
### 1 放射性物質の拡散

本件原発事故により、様々な放射性核種（ヨウ素，セシウム，ストロンチウム等）が大量に放出・拡散され，福島県を中心とする東日本の広範囲に渡り，大気，土壌，地下水，河川，海洋などの環境が放射能により汚染された。現在もそれが継続しており，現時点においても8万人近くの人々が避難生活を続けている。

本件原発事故直後の2011（平成23）年3月12日から同月21日までの間の放射性物質の拡散状況は，次頁の図のとおりである。放射性物質による放射能汚染は，同心円状に拡散したのではなく，放射性物質の拡散当時の風向等による影響を受けたため，福島第一原発から離れた地域においても，周辺地域より放射線量の高い地域や地点が生じた（ホットスポット）。

**福島第一原発から漏れた放射能の広がり**  
**Radiation contour map**  
**of the Fukushima Daiichi accident**

この地図は、2011年3月に地表に落ちた放射性物質がそのままの状態で見られる場所の2011年12月時点の放射線量を示しています。高さ1mでの測定です。  
 芝生などの草で測定される数値に相当します。アスファルト道路は、放射性物質が雨で流されたため、この地図に示した数値の4割程度が測られるのが普通です。一方、流された放射性物質が蓄積している雨どい・軒下・側溝などはこの地図より何倍も高い数値が観測されます。



六訂版2012年3月2日(初版2011年4月21日)  
 著者: 早川由紀夫(群馬大学) kipuka.blog70.fc2.com  
 By Yukio Hayakawa, Gunma University  
 地図製図: 萩原佐知子 (TUBEgraphics)  
 背景地図: Google Maps (maps.google.com)  
 この地図の作成には、文部科学省科学研究費補助金「インターネットを活用した情報共有による新しい地学教育」(番号23501007)を使用しました。

## 2 放射能汚染の継続

前記のとおり，本件原発事故は，莫大な放射性物質を大気，土壌，地下水，河川，海洋などの環境中に大量に放出し，人々が生きて行くための環境をことごとく汚染した。この放射能汚染は，現在もなお継続している。

原子力安全・保安院は，2011（平成23）年4月12日時点において本件原発事故により広い範囲で人の健康や環境に影響を及ぼす大量の放射性物質が放出されているとして，国際原子力事象評価尺度（INES）に基づき，最悪の「レベル7（深刻な事故）」に評価を引き上げた。この時点で，1979（昭和54）年のスリーマイル島原発事故のレベル5を超え，1986（昭和61）年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵する状態に至った。

本件原発事故で大気中に放出された放射線物質の線量は，ヨウ素換算（国際原子力事象評価尺度〈INES評価〉）にして約900PBq（ペタベクレル，ヨウ素：500PBq，セシウム137：10PBq）とされており，チェルノブイリ原子力発電所の事故におけるINES評価5200PBqと比較して約6分の1の放出量になる。放出された放射性セシウムは，地表に降下した結果，土壌に沈着している。また，環境省によると，福島県内の1778km<sup>2</sup>もの土地が年間5mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域に，同県内の515km<sup>2</sup>もの土地が年間20mSv以上の空間線量を発する可能性のある地域になった。

### 3 除染政策の現状

#### (1) 除染の必要性

本件事故によって放出された放射性物質のうち、陸上の除染で主に問題となるものは、大気中に大量に拡散したセシウム134、セシウム137等であるが、セシウム134は半減期が約2年、セシウム137は半減期が約30年なので、そのまま放っておくと長期間存在して放射線を出し続けることになる。そのため、追加被ばくから防ぐには、除染が不可欠となる。

#### (2) 除染方法の問題点

環境省によれば、除染とは、生活する空間において受ける放射線の量を減らすために、放射性物質を取り除いたり、土で覆ったりすることである。環境省は、取り除く（除去）、遮る（遮へい）、遠ざけるという3つの考え方に基づいて除染を行うとしている。しかし、除去、遮へい、遠ざけるという3つの除染方法には、次のとおり問題がある。

##### ① 除去

まず、放射性物質の除去は、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄等により行うとしている。もっとも、この方法では、取り除いた放射性物質をどこに持って行くのかという問題が残る。

##### ② 遮へい

次に、放射性物質（放射線）の遮へいは、放射性物質を土やコンクリートなどで覆うことにより行うとしている。

本件事故における除染政策では、放射能に汚染された土壌を除染する最も一般的な方法として、汚染の著しい表土と汚染の比較的少ない下層の土を入れ替えることが頻繁に行われてい

る。この方法によれば、たしかに一時的に空間放射線量を下げることができる。しかし、上に盛った土が雨などで流出すると、汚染土が現れて遮へいされなくなる可能性がある。また、土の入れ替えでは、根本的に土壤汚染は解消されないため、家庭菜園などの農作物への放射性物質の移行、地下水への浸透、子供の土遊びへの影響という危険性を払拭することはできない。

このように、土の入れ替えという除染方法には限界があり、その場に放射性物質を処分せずに残存させるものである以上、そもそも「除染」といえるのか、極めて疑問である。

### ③ 遠ざける

遠ざけるとは、放射性物質を生活圏から離れた場所に保管し、立入禁止等の措置を講ずることによって、人の被ばく線量を下げようとするもので、取り除いた放射性物質を一時的に保管するための仮置場や最終処分などについての考え方とみられる。

除染作業の本格化で、放射性物質を含む除去土壌等は増え続けているが、最終処分の方針が示されず、保管期限も定められないため、各自治体とも、仮置場の設置に対する周辺住民の理解は容易には得られていない。また、都市部では、そもそも仮置場の候補として適当な場所が少ないこと等から、その確保がほとんどできていない。

その結果、生活圏から離れた場所に仮置場を設けることができずに、除染した現場で除去土壌等を保管する現場保管が一般的になっている。しかも、除去土壌等を現場保管するに際しての保管方法が環境省のガイドラインで示されているが、その内

容は放射性物質の取り扱いとしては驚くほど簡易であり，十分な期間の保管に耐えられるのか，極めて疑問である。

通常一般人の感覚では，期限も定めずに現場保管する措置をもって放射能を除去したと評価することは困難である。このような現状からすれば，放射性物質が生活圏から遠ざけられているとは言い難い。

### (3) 放射性物質の最終処分の問題

また，そもそも，除染によって放射性物質自体がなくなるわけではない。除染によって取り除くべき放射性物質の最終処分の問題を解決しなければ，除染問題は本質的に解決しない。しかし，被告国は，最終処分について，具体的な道筋を示していない。そのため，本件事故で現在行われている除染は，放射性物質を他の場所に一時的に移すだけの「移染」に過ぎない。

### (4) 海洋・河川汚染に対する無策

本件事故では，海洋や河川も広範囲にわたって汚染されている。

福島沖の海底では，東京大学と海上技術安全研究所などが，原発から20km圏内の海域を中心に海底の放射性セシウムの汚染を調査し，2013（平成25）年8月7日，放射性セシウムの濃度が周辺よりも2～10倍高い「ホットスポット」が40か所見つかったと発表した（同月7日付日本経済新聞Web版）。福島第1発電所事故で放出されたセシウムが海底のくぼんだ場所などにたまったためとみられる。しかし，海洋や海底の除染は，行われていない。

また，河川については，河床の汚染のひどい河川があり，農業や内水面漁業への影響が心配されている。しかし，環境省は

「住民の被ばく線量への影響も限定的」等の理由で、「（他の）除染作業が一定程度進展した後に実施を検討する」というにとどまっている。このため、河川の除染も、現在行われていない。

#### 4 除染実施率の低迷

##### （１）除染特別地域の実施状況

報道によれば、当初は2013（平成25）年度中に終わる予定だったが、除染で出た汚染土壌の仮置場確保が難航して大幅に遅れていることから、2016（平成28）年度内の完了に計画を見直され、その後の平成29年4月1日に、ようやく除染特別区域（国直轄除染）における面的除染が完了した。

##### （２）汚染状況重点調査地域の実施状況

福島県内の市町村が行っている除染の実績割合は、2013（平成26）年6月末時点で、住宅で43.7％、道路で32.0％にとどまっており、計画の半分にも届かない低い水準のままであった。

除染前のモニタリングや除染に関する同意を得ることに時間がかかることから、住宅の除染は進んでいない。除染に関する同意が得られない重要な理由の1つとして、市町村で仮置場の確保ができず、除染後も除去土壌等が現場保管となることについて理解が得られないという実情がある。

このため、2014（平成26）年6月時点においても、「（各市町村の）除染計画全体が終了するまでには、さらに数年間はかかる見込みとなってい」たが、平成29年3月末現在、福島県外の市町村による除染は完了し、福島県内において

は、24の市町村において、放射性汚染対処特措法に基づく除染実施計画に定める除染等の措置が完了したものの、12の市町村においては、未だに除染作業が継続中である。

## 5 期待外れの除染効果

汚染状況重点調査地域において、被告国の補助金が出る除染事業について、除染効果を実証したところ、十分な効果を上げる内容になっていないとの批判が、除染の実施主体である自治体から挙がっている。

### (1) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金

被告国は、汚染状況重点調査地域において市町村等が行う除染に係る費用について、「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」を出している。

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金は、放射性物質汚染対処特措法に基づく放射線量低減対策の費用を被告国が補助する制度である。汚染状況重点調査地域に指定されている市町村が行う除染事業は、この制度によって被告国が財政支援を行うこととされている。

### (2) 補助対象となる除染作業

上記補助金を交付する際の基準として、環境省の「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」（2011（平成23）年12月22日施行）に基づいて同省水・大気環境局長が「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領」（同日施行）を定めている。上記取扱要領では、除染事業について「比較的線量の高い地域」と「比較的線量の低い地域」とに区別し、補助対象となる除染作業は2つの地域で異なるものとされ

ている。

上記取扱要領の別表(2)2-1によれば、「比較的線量の高い地域」では、戸建て住宅の除染に際し、屋根の清掃・拭取り・ブラシ洗浄・高圧洗浄，庭における表土除去，コンクリート・側溝の高圧洗浄，表土の上下層の入れ替え，客土，芝のはぎ取りなどが補助対象になっている（以下，上記取扱要領における「比較的線量の高い地域」の除染作業の内容を「高線量メニュー」という。）。

これに対し，上記取扱要領の別表(2)2-2によれば，「比較的線量の低い地域」では，戸建て住宅の除染に際し，上記の作業は補助対象になっていない。補助対象のメニューをみると，建物については，屋根の洗浄はなく，壁面等の清掃・拭取り，雨樋等の清掃・洗浄等にとどまっている。コンクリートや側溝は高圧洗浄がなく，コンクリートはブラシ洗浄に，側溝は清掃・洗浄・汚泥の除去にとどまる（以下，上記取扱要領における「比較的線量の低い地域」の除染作業の内容を「低線量メニュー」という。）。

このように，低線量メニューは除染の範囲が狭い上に，高圧洗浄などの比較的効果があるとされる除染の方法が制限されているため，空間放射線量の低減効果がほとんどないのではないかとの疑問が投げかけられている。

高線量メニューと低線量メニューの適用の基準は公表されていないが，実際には，多くの地域が低線量メニューの除染にとどめられており，自治体や住民からは不満が上がっている。

また，農地除染については，技術的問題もあり農家の作付け意欲は減少し，作付け自粛が拡大している。さらに，福島県は森林率が71%と高い地域であるが，これらの除染は宅地ベー

スで行われているため、根本的な除染とはなりえない（同・239頁～）。被告は、仮置き場での保管が適切になされているかのように主張するが、現実には、平成27年9月11日、大雨の影響で、川俣町や檜葉町の仮置き場7カ所が冠水している。そして、飯舘村では、除染で刈った草などを詰めた「フレコンバッグ」と呼ばれるポリエチレン製の黒い袋（1m<sup>3</sup>）が少なくとも82袋、除染現場から川に流れ、このうち45袋は回収できていない。

## 6 そもそも正確な空間線量を測ることが困難であること

原子力規制委員会が発表する空間放射線量率の測定は、モニタリングポストや、リアルタイム線量計等を利用して測定されている。国際環境NGOグリーンピースが平成24年10月16日～19日に実施した調査によると、調査した40か所のモニタリングポストのうち、75%に該当する30か所が周辺の放射線量より低く表示をされており、中にはモニタリングポストから半径25m以内の放射線量を測定した結果、モニタリングポストの表示より4.5倍も高い放射線量を計測した場所もあるとのことである。すなわち、モニタリングポストの付近のみが集中的に除染されており、それ以外の部分での放射線量は高くなっているのである。実際に、弁護団にて視察に行った際にもモニタリングポストから少し離れた草むらや樹木の付近においては、放射線量は高くなっている。

被告東京電力の主張する放射線量率が、実際の居住エリアの放射線量を反映していないというのが、原告らに共通する実感である。

## 7 子ども・被災者支援法の問題点

### (1) 子ども・被災者支援法の成立

子ども・被災者支援法は、東京電力原子力事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（被災者生活支援等施策）の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することが目的となっており（1条）、2012年6月21日に成立した。

子ども・被災者支援法は、被災者が支援対象地域から避難すると言う選択を行った場合でも適切に支援することを規定したため、避難する権利というものが法律上の根拠を獲得したかのように見えるが、支援対象地域がどの地域を指すのかといったことは法律には全く書かれておらず、また、上記の規定は被災者生活支援等施策の基本となる事項を規定するものにすぎなかったため、子ども・被災者支援法は、それだけで避難する権利を実質的に保障するものとはならなかった。5条1項は、「政府は、第2条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関

する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）を定めなければならない」と規定するが、避難する権利が実効あるものとなるかどうかは、基本方針の内容次第となった。

## （２）基本方針の問題点

支援対象地域の指定が困難であることが理由の一つとなり、子ども・被災者支援法が成立してから１年以上経っても、基本方針が策定されないという状態が続いた。２０１３年８月３０日になってようやく、復興庁から基本方針案が公表され。パブリックコメントを実施した後、同年１０月１１日、基本方針が閣議決定された。しかし、当該基本方針については、従来から実施されている支援策「原子力災害による被災者支援パッケージ～子供をはじめとする自主避難者等の支援の拡充に向けて」（被災者支援施策パッケージ）などで実施されている支援策を確認的に並べたものにすぎず、避難者のニーズにこたえる新たな支援策はほとんど打ち出されなかった。支援対象地域についても、福島県内の浜通り・中通りの市町村に限定され、福島県外の被害地域は指定から外れたものとなり、多くの被害住民・避難者が失望することになった。

２０１５年８月２５日、基本方針の改定がされたが、改定案は放射線量が低減したとして、避難指示区域以外から新たに避難する状況にはない、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当となると考えられる、空間線量等からは支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当、当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対象地域の縮小又は撤廃はしないこととするとしたうえで、福島県による自主的避難者への無償住宅提供の打ち切り方針を追認している状況である。先述したとおり、除染が不十分であり、復興の見通しがたたない中で、今後は「帰還」と「定住」への支援に

重点を置き，その本質は原発事故被害者への賠償，支援の打ち切りの拡大と言わざるを得ないものであった。

このように，子ども・被災者支援法が存在しているにもかかわらず，現状は骨抜きになっており，避難者がいないがしろにされる状況が続いている。

### 第3 避難者の苦難～現在も避難者の苦難が継続していること

#### 1 避難指示の変遷

菅直人内閣総理大臣（当時）は，2011（平成23）年3月1日19時03分，原子力緊急事態宣言を発令して原子力災害対策本部を設置した。そして，以下のとおり，避難指示が繰り返しなされ，そのたびに避難範囲が変更されていった。

##### ① 3月11日21時23分

福島第一原発周辺から半径3km圏内の住民等に対して避難指示，半径10km圏内の住民等に対して屋内退避指示。

##### ② 3月12日5時44分

福島第一原発から半径10km圏内の住民等に対する避難指示。

##### ③ 3月12日18時25分

福島第一原発から半径20km圏内の住民等に対する避難指示。

##### ④ 3月15日11時00分

福島第一原発から半径20km以上30km圏内の住民等に対する屋内退避指示。

##### ⑤ 3月16日

南相馬市が，独自の判断に基づき，市民に対し，一時避難を要請・支援。

⑥ 3月25日

屋内退避指示を行った地域に対し，区域外避難要請。

⑦ 4月22日

i 福島第一原発から半径20km圏内を警戒区域に設定，ii 福島第一原発から半径20kmから30km圏内の屋内退避指示を解除，iii 葛尾村，浪江町，飯舘村，川俣町の一部及び南相馬市の一部を計画的避難区域に設定，④ 広野町，楡葉町，川内村，田村市の一部及び南相馬市の一部を緊急時避難準備区域に設定。また，政府による避難指示は，年間被ばく量20mSvを目安とされた。

⑧ 6月30日

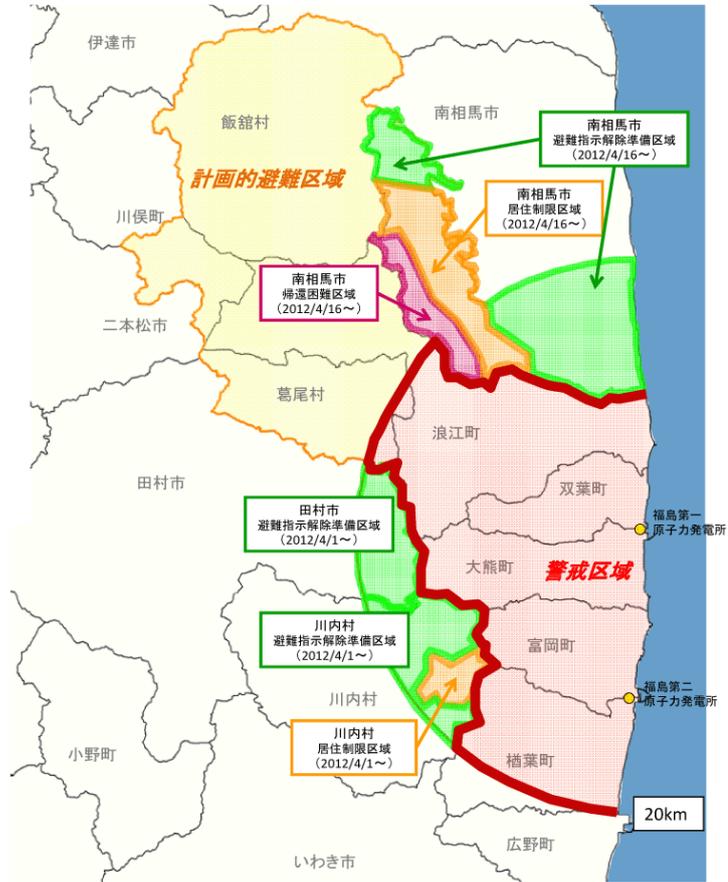
局所的に年間被ばく量が20mSvを超えるおそれのある地点について，特定避難勧奨地点が伊達市で初めて指定され，その後，南相馬市や川内村にも拡大された。

## 2 現在の避難区域と避難者数

2012（平成24）年4月1日以降，政府原子力災害対策本部により避難指示区域の見直しが行われ，従前の警戒区域及び避難指示区域については，避難指示解除準備区域，居住制限区域，帰還困難区域の3つの区域として見直された。その後，変遷を繰り返し，2012（平成24）年6月1日時点の状況と較べると，2017（平成29）年4月1日時点においては，それぞれ次の図のとおりとなっている。

【2012（平成24）年6月1日時点】

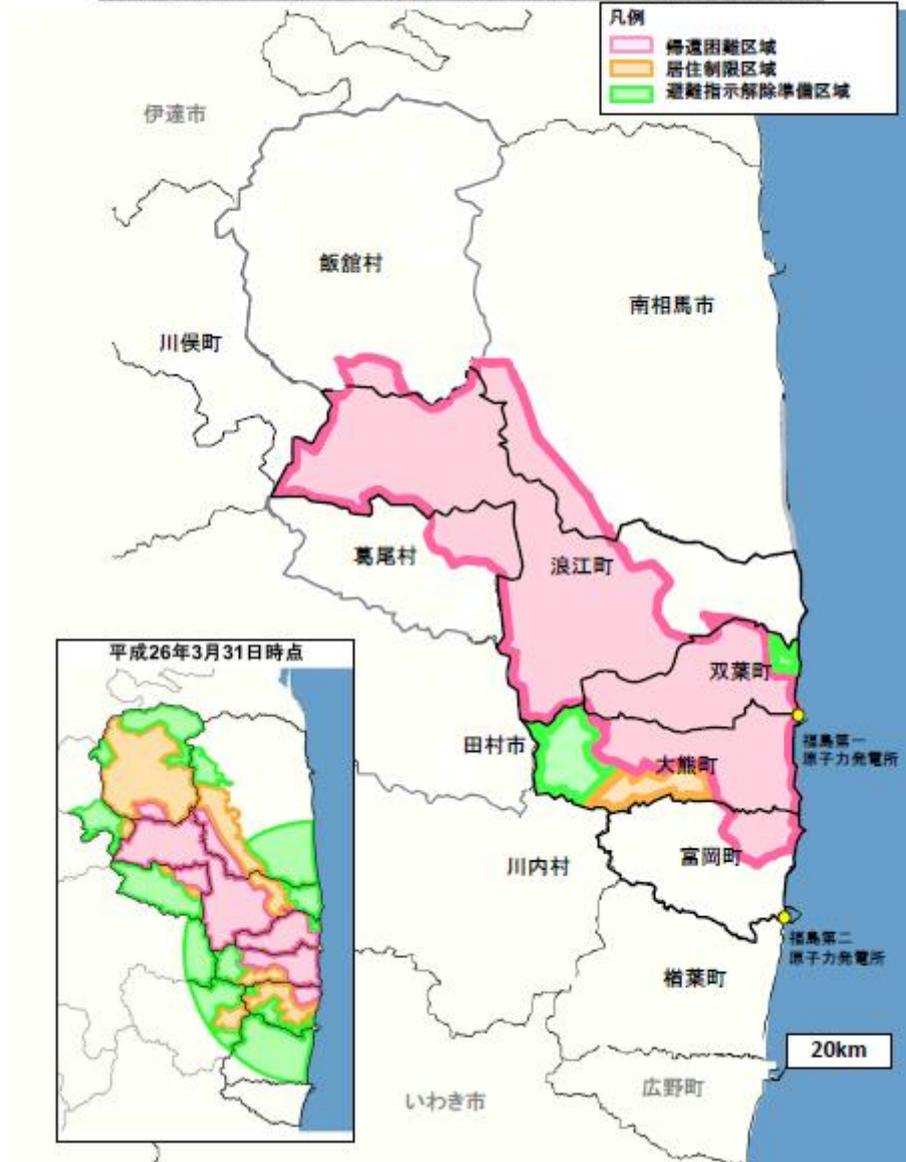
図表 1-1-23 警戒区域と避難指示区域の概念図 (平成24年6月1日時点)



出典：内閣府資料

【2017（平成29）年4月1日時点】

### 避難指示区域の概念図(平成29年4月1日時点)



出典：経済産業省

### 3 避難過程における苦難～未曾有の広域避難

#### (1) 膨大な避難者数

本件原発事故による放射能の大量流出は、広域かつ、未曾有の数になる避難者を生み出した。

本件原発事故後、政府から避難区域の指定がなされたが、その指定区域は、前記のとおり福島県内の12市町村に及んだ。避難した人数は、2011（平成23）年8月29日時点において、警戒区域（福島第一原発から半径20km圏）で約7万8000人、計画的避難区域（20km以遠で年間積算線量が20mSvに達するおそれがあるとされている地域）で約1万0010人、緊急時避難準備区域（半径20～30km圏で計画的避難区域及び屋内避難指示が解除された地域を除く地域）で約5万8510人、合計では約14万6520人に達した。

避難区域指定をされていない福島県内の多くの地域においても、年間1mSvを遙かに超える放射線量が検出されており、福島市、郡山市などではさらに高い値を示していた。このため、避難対象区域外の住民の多くも福島県内にとどまることができず、県外に避難することを余儀なくされた。特に妊婦や子供を抱える家庭は、住居地に留まるか避難するかの選択を突きつけられた。そして、少なくない人々が妊婦や子供を抱えて、県外での避難生活を送ることを決断した。こうして福島県から県外に避難した人々は、本件原発事故から約1年後の2012（平成24）年3月8日時点において、6万2831人に及び、約6年後の2017（平成29）年5月16日時点においても3万5818人に及んでいる。

## （2）着の身着のままの多段階避難

もちろん、このような大規模な避難は、被告国の指示のもと迅速かつ円滑に行われたわけではない。多くの住民は、被告らや地方公共団体から何らの情報を得ることもできず、事故への恐怖、生命身体の危険から、着の身着のまま、知り合いから

の口コミや噂などの不確実かつ限られた情報を頼りに、避難を敢行した。そして、避難場所にたどり着いても、既に受け入れ人数が満杯であったり、その場所が高線量であるということで再度の避難を強いられたり、親類の家であっても長期間は居づらい等の事情で、多くの被害者が避難のための移動を何度も繰り返すことを余儀なくされた。

#### 4 避難先での苦難～被害者のおかれた現実～

被害者らは帰還を切に望んでいるにもかかわらず、帰還困難な現実直面している。被害者らは引き裂かれるような思いの中で苦しんでいる。

##### (1) 避難生活の実態

これまで、避難地域の人々の多くは、自然との調和のもとに生活し、農地や海、山、川などから自然の恵みを受けて生活してきた。家族や地域の人々、職場の人々との交流、充実した仕事に日々従事してきた。ペットや家畜などとの触れ合い等の中で、人間らしい生活を送ってきた。その地域に、自己実現の場を求め、文化を継承し創造していく場を実現してきたのである。

ところが、本件原発事故は、地域生活（コミュニティ）そのものを根本から破壊してしまった。避難地域を中心に、その自然環境、経済、文化などは、根本から徹底的に破壊されてしまった。

避難の強制は、それぞれの人生設計、生活に決定的に重大な影響を生じさせている。住民らの多くは、学業の中断を余儀なくされたり、職を失ったり、思い描いていた職業に就く機会を

奪われた。

避難者らは、突然、大切な故郷から、何の予告もなく、着の身着のままで追い出され、地域社会がばらばらに分断されてしまったのである。長年かけて形成されてきた集落や地縁といったものが失われ、その中で長年継承されてきた伝統的文化が失われ、生産や学びの場が消失してしまったのである。故郷に置いて来ざるを得なかった家畜やペットの多くは餓死し、美しい故郷は不毛地帯と化している。愛する美しい故郷が汚され、帰る場所も無いという「喪失感」によって気力を失いつつある人も数多くいるのである。

萎えていくのは気持ちだけではない。避難生活の長期化の中で、体力も衰えていき、次々に病気になっていく人が絶えない。体力の無い老人を中心に体調を崩し、持病が悪化したり、あらたな病気となり、さらには死亡してしまったり、ショックのあまり自死という道を選んでしまうという痛ましい事態も生じている。

狭い仮設住宅やアパートの隣人の声や音に苛まれ、不眠症を患い、生甲斐や自分の存在価値を見いだせなくなり、絶望的な気持ちとなり、平常心を失って精神的に参りつつあり、不毛地帯と化した故郷に心を痛め、大切な自宅が獣や窃盗団に荒らされていることを、ただただ放置するしかない状況に心を痛めている避難者たちがいるのである。

## (2) 避難生活の身体的、精神的限界

### ア 借上げ住宅（みなし仮設住宅）の生活

本件原発事故後、災害援助法に基づき、避難者に対し、民間の賃貸住宅を一括で借上げた上で、無償で提供された。騒音や

冷暖房の効率の問題は仮設住宅ほどではないが、やはり広い敷地内の家屋に居住していた被害者らにとっては、隣や上下階の騒音が気になったり、自らの生活で音を出さないように気をつけたりするという慣れない生活を強いられている。

また、借上げ住宅は民間の賃貸住宅なので、近隣の居住者は被害者とは限らないし、被害者と認知される機会も少ない。そのため、仮設住宅のように被害者向けの支援の情報が届かず、孤立している状態の被害者が多数存在する。

借上げ住宅に居住する避難者は、各地に分散しているため、避難前の自治会等によるつながりを保つこともできない。

さらに、後記のとおり、借上げ住宅の無償提供が2017（平成29）年3月末日をもって打ち切られたため、県外への避難者に対し、自治体職員による追出しが全国的に始まっており、新たな社会問題となっている。

#### イ 見知らぬ土地での生活の不安

仮設住宅や民間の借上げ住宅（みなし仮設住宅）にしても、それらの居住地の多くは、避難者らがこれまで居住していた所とは異なり、その生活に適應するのは困難な状況である。例えば自動車に乗って移動する際、道路の混み具合、車線の多さに戸惑ったり、集合住宅での騒音に悩まされたりしている。

また、駅での電車の乗り換えの複雑さや、道路での人、自動車の多さに辟易し、外出することをためらう原告もいる。

さらに、避難以前の居住地にはあった近隣の人間関係が、避難先では希薄になってしまい、孤独感を感じる原告も少なくない。

#### ウ 被ばく者としての不安

避難者の人は多かれ少なかれ避難中に被ばくしている。事故後、ホール・ボディ・カウンタの検査を行い、「規定数値以下」といわれても、被ばくしたことの事実やその不安を消すことはできない。「将来、どのような病気になるのか。差別されるのではないか。結婚できるのか。子供は健康に生まれてくるのか。」など、不安と心配は尽きない。

#### エ 避難生活に伴う家族の分断

避難生活は家族の分断を招くこともある。

16万人を超えるといわれる人々が家族やコミュニティごとにとまって避難できたわけではなく、離ればなれになってしまった家族もある。

辛うじて家族が行動を共にできたとしても、それまで広い家で暮らしていた家族が、心身ともに大きな負担のある避難生活を、以前よりも狭い避難先で送らなければならないとき、心ならずも家族間で共に生活することが困難になり、家族の一部が別の避難先に移転するということが起きている。

また、父親（夫）が仕事のため元の住居にとどまり、母子が被ばくをおそれ避難することで家族が離ればなれになるということも起きている。母子は、見知らぬ土地で孤立した生活を送る不安と戦い、ひとり残された夫は、生活が乱れ、徐々に家族の絆も不安になっているのである。

#### オ 被害者同士の軋轢，差別

避難の長期化は、被害者同士の軋轢を生んでいる。狭い仮設に居住し続けることによるストレスから、近隣関係のトラブルに発展してしまう例もあとを絶たない。金銭賠償の不平等な取り扱い、本来団結しなければならない地域の絆に亀裂を生じ

させている。避難先においても、賠償を受けている多くの避難者に対する、受け入れ先の住民による心無い非難（賠償だけもらい、遊んでいるかのような非難）が、二重の被害を与えることとなっている。避難者は、自ら避難者であると言いたがらない。「被ばくしているのではないか。」「働かずに金だけもらっている人達ではないか。」などの差別が怖いのである。

### （3）望郷の念

#### ア 暮らしてきた土地への愛着

避難生活が長くなるにつれて、郷里への望郷の思いは強くなる。

被害者らは、長年暮らしてきた土地・地域への愛着がある。例えば、被害者らの多くは、部屋数が多く、間取りが広い等、生活空間に余裕がある生活をしていた。

#### イ 先祖代々の土地

被害者らの多くは、親、祖父の代から被災地に居住してきた。また、自分たちが努力して開墾してきた。そして、結婚や葬儀の場合はもちろん、親の還暦、子供や孫の七五三等のお祝事があると、近所の親戚一同が集まり、会食を開いていた。また、被害者によっては、近隣の森林や山を入会地として利用してきた。近隣の住民は入会地を共同所有として登記し、代が代わってもそれらの森林、山を守ってきた。

以上述べてきたように、原告らは被災地の自然環境だけでなく、近隣住民、親戚との密接な人間関係を大切にしてきた。近所で生活する者の顔や生活が見える中で、相互に助け合って生活してきたのである。

#### (4) 住宅無償提供打ち切り問題

福島県は災害援助法に基づく住宅無償提供を2017（平成29）年3月末日をもって打ち切ったため、県外への避難者に対し、自治体職員による執拗な退去の説得活動が全国的に始まっており、新たな社会問題となっている。

その説得活動は次第にエスカレートし、2016（平成28）年10月以降は特に執拗であり、避難者の中には精神的な圧迫を受け続けている方も少なくない

このような執拗な説得活動は、退去を事実上強制するもので、意に反した退去強制を禁ずる憲法や国際人権法に違反し、また、避難者の意思に沿った政策形成を求めている原発事故子ども・被災者支援法の趣旨にも反するものであって、避難者の人権侵害であることは明らかである。

#### (5) 小括

以上のとおり、被害者らは、本件原発事故により、長年住み慣れた上記のような生活を自らの意思でなく突然奪われ、勝手のわからない孤独で不安で不自由な現在の生活を強いられた上に、事実上強制的に避難場所からも追い出されようとしている。

本件原発事故により、被害者らは突然に今までの衣食住のすべてを奪われ、現在も先の見通しのたたない不自由な生活を強いられている。被害者らが元の生活に戻りたいと考えるのは当然であるが、後記のとおり、現状その見込みは立っていない。

## 第4 本件事故が未だ収束していないこと

### 1 内閣総理大臣発言の変遷

野田佳彦内閣総理大臣（当時）は、2011（平成23）年1月16日、「事故収束」宣言を行ったが、同日以後も、後記のとおり、様々な事象、事故、インシデントが発生したことから、安倍晋三内閣総理大臣は、2013（平成25）年3月13日、同宣言を撤回した。

安倍内閣総理大臣も、2013（平成25）年9月7日、I O C総会五輪招致演説において、「状況はコントロールされている。」「汚染水の影響は原発の港湾内の0.3㎢範囲内で、完全にブロックされている。」と説明し、食品や水からの被曝（ひばく）量も厳しい基準を大幅に下回るとし、「健康問題については今までも現在も将来も全く問題ない。」と訴え、「抜本解決に向けたプログラムを私が責任を持って決定し、実行していく。」と述べた。

しかし、後記のとおり、同発言後も様々な事象、事故、インシデントが発生しており、事故が収束したとは到底いえない状況にある。福島第一発電所周辺地域においては、政府による避難指示区域の内外を問わず、いつ再び大事故が起きるか分からないという不安に晒され続けており、放射性物質が漏れ出すことによる放射線被ばくの危険にも晒され続けている。

### 2 事故後に報道された事実

野田内閣総理大臣の「事故収束」宣言及び安倍内閣総理大臣の「汚染水ブロック」発言後に発生した事象、事故、インシデントの数は膨大であり、すべてを列挙することはできない。そのため、

これらのごく一部を指摘するに留めるが、下記に列挙した一部の事象等だけを見ても、本件原発事故が収束したといえないことは明白である。

- 被告東京電力は、2012（平成24）年2月3日、福島第一原発の汚染水貯蔵タンクから水漏れが見つかり、タンク底部で毎時2000 mSv の高いベータ線が検出されたと発表した（同月4日付福島民報）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）2月5日、福島第一原発2号機の原子炉圧力容器底部の温度が70度を越えたと発表した（同日付朝日新聞デジタル版）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）2月28日、福島第一原発2号機の原子炉建屋内を無人走行ロボットで調査した結果、最大で毎時220 mSv の高線量を測定したと発表した（同日付Yahoo!ニュース）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）年3月27日、福島第一原発2号機の格納容器内に線量計を入れて計測し、毎時72.9 Sv の高い放射線量を確認したと発表した（同月28日付朝日新聞デジタル版）。
- 2012（平成24）年4月5日、福島第一原発から12t の放射性物質を含む水が漏えいした（同月6日付内閣府HP 細野内閣府匿名担当大臣記者会見要旨）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）年6月14日、福島第一原発2号機の格納容器の真上に当たる5階で、毎時880 mSv の放射線量が測定されたと発表した（同月15日付福島民報）。
- 被告東京電力は、2012（平成24）年11月、福島第一

原発3号機原子炉建屋1階の北東エリアにロボットを投入し、放射線量を測定したところ、床表面付近で毎時最高4780 mSv に上がったと発表した。2011（平成23）年11月にほぼ同じ場所の線量を計測した際は同1300 mSv だった（同月29日付福島民報）。

- 2013（平成25）年3月、第一原発で発生した停電の原因がネズミであると断定された（同月26日付福島民報）。
- 2013（平成25）年4月6日、福島第一原発内の地下貯水槽から汚染水が土壌に漏れていることが明らかにされる。流出量は事故後最大で汚染水120t、放射線物質7100億ベクレルが流出したと発表された（同月7日付福島民報）
- 福島第一原発において、2013（平成25）年4月、汚染水漏れが判明した3号貯水槽から6号貯水槽へ移送を開始した3分後にポンプと配管の接続部から漏水し、移送が中止された。漏水した量は約22リットルで、放射性物質の濃度は1cm<sup>3</sup>あたり約29万ベクレルであった（同月12日付福島民報）。
- 被告東京電力は、2013（平成25）4月22日、第一原発2号機の使用済み核燃料プールの屋外変圧器内部で、ネズミ2匹の死骸が見つかったため、撤去と変圧器の安全確認でプールの冷却を約4時間停止した。この停止により、水温は0.1度上昇した。ネズミが端子と接触した際にショートを起こすと停電する可能性もあったとされている。このネズミの侵入は、3月に仮説配電盤内にネズミが入り込んだことによって燃料プールの冷却が停止されたトラブルがあったため、電気施設の小動物の侵入対策を進めていたところに起きた（同月23日付福島民報）。

- 被告東京電力は、2013（平成25）年6月26日、福島第一原発の港湾内で放射性物質のトリチウムが高濃度で検出され海に放射性物質が漏れている疑いが強いことを発表した。その後も海側の井戸などで高濃度のセシウムが検出されるなど海への汚染水漏れを疑わせる情報が相次いで発表された。汚染水漏れを疑わせる事実が相次いで発表される中、平成25年7月22日、ついに被告東京電力は当初認めていなかった汚染水の海洋流出を認め、謝罪することとなった（同月27日付福島民報）。
- 被告東京電力は、当初海への流出はないとしていたが、2013（平成25）年8月頃福島第一原発の地上タンクから大量の汚染水が漏れていることが確認され、同月21日、海への流出を否定しない旨発表した（同月22日付福島民報）。
- 原子力規制委員会は、2013（平成25）年7月10日の定例会合で、汚染水の海への拡散が強く疑われるとの見解をまとめた。被告東京電力によると、観測用井戸で同月9日に採取した水の放射性セシウム濃度は、セシウム134が10あたり1万1000ベクレル、セシウム137が2万2000ベクレルで、いずれも前日より上昇した（同月10日付東京新聞デジタル版）。
- 被告東京電力は、2014（平成26）年8月19日、福島第一発電所で地下の汚染水を凍らせる工事が難航していることから、氷の壁に充てん剤を投入するなど新たな対策をとることを明らかにした（同月19日付Yahoo!ニュース）。
- 2014（平成26）8月30日、吉田昌郎元所長から事故当時の状況を聞いた「聴取結果書（吉田調書）」の全容が判明

し、同氏が、2号機の原子炉水位が低下し危機的状況となった事故発生4日目の2011（平成23）年3月14日夜を思い起こし、「われわれのイメージは東日本壊滅。本当に死んだと思った。」などと述べたことが明らかになった（同月31日付中日新聞デジタル版）。

### 3 原子炉からは今も放射性物質が放出され続けていること

#### （1）1～3号機には使用済み燃料がそのまま残っていること

本件原発事故当時、4号機においては、修理のために使用中の核燃料を圧力容器から取り出して使用済み核燃料とともに燃料プールに保管しており、燃料プールの冷却水がなくなった場合の危険性が強く指摘されていたが、2014（平成26）年末には核燃料集合体1535本の全ての取り出しが完了した。

しかし、1～3号機では使用済み核燃料が原子炉建屋内に残っている。1号機では水素爆発によって破壊された原子炉建屋に本件原発事故後に設置された建屋カバーを撤去する際には放射性物質の放散が懸念され、3号機の大型がれきを撤去する際にも飛散や被ばくが懸念された。1～3号機では高濃度の放射性物質が付着したのがれき等が大量に存在しているため、使用済み核燃料の取り出しに着手するのは早くても数年後である。

#### （2）溶融した核燃料（デブリ）の状態はわかっていないこと

1～3号機では核燃料が溶融して圧力容器は破壊され、格納容器内にも落下した。原子炉建屋は放射能濃度が高すぎて近寄れないため、ロボットが偵察したり、宇宙線由来の素粒子

であるミュオンを利用したりして、熔融燃料（デブリ）が炉心下部，圧力容器下部，格納容器内に存在していることが確認されたが，どこにどのような状態で存在しているのか，その全容は判明していない。従って，取り出し方法もわからず，世界中からアイデアを募集している状態である。また，仮に取り出し方法が決まったとしても，その期間，デブリ保管の場所，保管方法，費用などについてはまったく目途が立っていない。熔融燃料（デブリ）は崩壊熱を出し続けているから原子炉圧力容器内に注水し続けるほかはなく，それが終了する目途も立っていない。

### （３）増え続ける汚染水

圧力容器に注入される水は熔融燃料（デブリ）を冷却して，圧力容器から流出し，更に格納容器からも流出して原子炉建屋内にたまり，タービン建屋にも流出している。建屋に流入する地下水の量は，１日約 200～400 m<sup>3</sup> から，地下水バイパスや建屋近傍の井戸（サブドレン）での地下水くみ上げにより 100～300 m<sup>3</sup> に低下したとされるが，2016（平成 28）年 8 月 16 日から 9 月 24 日にかけては台風などにより累計約 620 mm の降雨があったため，海側護岸付近の地下水位が地表面の高さまで上昇した。

建屋内で増え続ける汚染水は，一部は再び圧力容器内に注入されて熔融燃料を冷やすが，他は貯蔵タンクに貯められるため，1000 t 貯蔵のタンクは数日に 1 基の割合で増え続ける。また，タンクをフランジタイプから溶接タイプにかえようとしているが，タンクからの汚染水流出は止まっていない。

地下水が建屋に流入することを防ぐために建屋の海側と山

側に凍土遮水壁（1～4号機の建屋周辺を取り囲むように長さ約30mの凍土管を埋め込み，マイナス30℃の冷媒を循環させて地下に総延長約1500mの氷の壁を作る工法）を作って運用を開始したが，数か所で7.5℃以上のままで凍らず，壁になっていない。原子力規制委員の一人は「『壁』と呼んでいるけれども，これは最終的に壁になるのか。壁ではなくて『すだれ』のようなものだ」と評しており，汚染水対策の用途は全くたっていない。

#### （4）小括

使用済核燃料も溶融核燃料も福島第一原発敷地内にあり，汚染水は増え続けるという状態であるから，放出される放射性物質の量が事故当時より減少したと言っても，本件事故が収束したということができないことは明らかである。

#### 4 人々の不安が解消されていないこと

一般人通常人は，汚染水漏れや冷却作業中の事故等が起こるたびに強い不安を感じ，放射能汚染の広範さを示す情報に接するたびに強い不安を感じ続けている。

前記のとおり，事故後から現在に至るまでの大量の汚染水漏れに関する出来事だけでも多数存在し，微量の汚染水漏れや汚染水漏れを疑わせる出来事はさらに多い。被告東京電力が当初汚染水漏れを否定していたにもかかわらず，その後多数の放射性物質が検出されたという情報が発表され，最終的に被告東京電力が汚染水漏れを認めざるをえなくなるという展開も多く存在していることが分かる。従って，いまだ事故が収束していないという事実に対して，人々の不安が解消されていないという事実についても留意すべきである。

## 第 5 総括

### 1 被害の広範性

本件原発事故による被害の実相がどのような特質を有しているかについてまとめると、まず、その広範性が挙げられる。

本件原発事故による未曾有の広範な被害態様は、個々の避難者が生活再建の努力を行っても、広域的なインフラの崩壊により、もとの暮らしやコミュニティの回復が著しく困難になっている。そして、どの政府諸機関も被害を包括的に把握できず、対策も遅れてしまう。本件原発事故は、このような被害の広範性をその特質として有しているのである。

### 2 被害の継続性

次に、継続性が挙げられる。

いったん環境中に流出した放射性物質は、主に大気中に拡散した後、降雨などによって土壌や湖沼、海洋等に降下し、その後、循環を繰り返しながら徐々に蓄積し、将来にわたり残り続ける。その影響は全く予測が付かず、除染作業が功を奏しているとはおおよそ言い難い。

環境中の放射性物質は、環境放射線への直接の曝露や汚染食品の経口摂取を通じて、住民の健康に長期的な影響を与える。広範な放射能汚染地域に対する除染が困難な状況において、住民は長期の避難生活を強いられ、また、避難せずに滞在するものも放射能汚染を避けるために様々な制約（子供の外遊びの自粛など）を受け続けている。

除染が進んでいないばかりか、およそ事故が収束しているとは到底言い難く、放射能汚染の被害も長期化している。

このように、本件原発事故は今も被害者への損害を与え続け、その被害もいつ止むのか見込みが立たない状況であり、被害が継続しているのである。

### 3 被害の深刻性・全面性

さらに、深刻性・全面性が挙げられる。

本件原発事故は、その人の生を全面的に侵害したと言わざるを得ない。

避難対象区域には約21万人が居住し、約8000の企業・個人事業者があり、約6万人の人々が働いていた。ここには99の「学校」が存在し、約2万人の幼児、児童・生徒が通学していた。ここには豊かな自然があり、農業、林業、水産業に従事する者も数多く存在していた。また医療機関、薬局、老人ホームなどの施設も多数存在していた。これら家、職場、学校、農地、山林、河川、海洋、病院、施設等すべてを含む「地域社会」は、人々の生活の基盤であると共に、人間を育てていく母体そのものであるが、避難対象区域の21万人の人々は、本件原発事故により、このような「地域社会」全部を根こそぎ剥奪されたのである。

仕事を失った人々の被った損害は、単に生活の糧を得る基盤を失ったという財産的損害だけにとどまるものではない。営々と築いてきた無形の価値や様々な関係性を将来にわたって喪失させられたのである。また、学校に通っていた子供達は、仲間や教師との人間関係を失った。また希望した学校に進学が決まっていながら、それを諦めざるを得なかった子供も多数いる。

このように、本件原発事故の被害者の多くは、生活そのものを奪われ、人生の展望を抱けない状態にある。避難生活も過酷を極める。慣れない土地で不便を強いられることはいうに及ばず、家族の離散、長年培ってきた人と人との絆を失った状態で生活することそのものが、生活の「潤い」を損なったものであり、それ自体が多くの辛苦をもたらしているのである。

## 第 6 総括

以上のおり、原告らは本件原発事故から 6 年以上を経過した現在でも、過酷な被害を蒙った状況にあり、しかもそのような状況に陥ったことについて何らの落ち度はない。原告らは、従前、その居住地において、放射線被ばくの健康影響など心配することもなく、平穩に生活していたのであり、自らのあずかり知らない本件原発事故によって放出された放射性物質により、ふるさとを汚染され、その丸ごとの生活を奪われたのである。その原状回復は不可能である。従って、完全賠償を求める原告らの願いは、被害者としての当然の願いであり、要求なのである。

以上